

名古屋市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7年 5月29日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第72号

名古屋市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

名古屋市児童福祉法等施行細則（昭和41年名古屋市規則第84号）の一部を次のように改正する。

第 6号様式の11（裏）五中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第 6号様式の16中「あなたが保護者となっている」を削り、

開 始 年月日	年 月 日
開 始 理 由	一 時 保 護 の 理 由

を に改める。

第 6号様式の17中「あなたが保護者となっている」を削る。

第11号様式中「職 名」を「所 属
職 名」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 7年 6月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市児童福祉法等施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて交付されている通知書は、この規則による改正後の名古屋市児童福祉法等施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている障害児通所給付費等・障害児入所給付費利用者負担額特例減額・免除認定証であって、現に効力を有するものは、新規則の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその効力を有する。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている職員の身分を示す証票であって、現に効力を有するものは、新規則の規定にかかわらず、なおその効力を有する。